

# 「放射線治療用直線加速装置の利用に伴う 放射化物の管理と処分の学会標準(案)講習会」

主催：(社)日本画像医療システム工業会 放射化物の管理に関する検討WG

共催：クリアランスおよび放射化物に関する医療関係学会等団体合同ワーキンググループ

1. 開催日時：平成24年2月7日(火)13:00~16:00

2. 場所：(社)日本画像医療システム工業会 第4・第5会議室

〒112-0004 東京都文京区後楽2-2-23 住友不動産飯田橋ビル2号館6階

TEL：03-3816-3450

<http://www.jira-net.or.jp/index.htm>

3. 講演者

クリアランスおよび放射化物に関する医療関係学会等団体合同ワーキンググループ

【(社)日本放射線腫瘍学会、(公社)日本放射線技術学会、(社)日本放射線技師会、

(社)日本核医学会、(特)日本核医学技術学会、日本放射線安全管理学会、

(社)日本医学物理学会、(社)日本画像医療システム工業会】

平成22年5月10日に、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(以下「放射線障害防止法」)」が一部改正・公布され、平成24年4月1日施行の予定です。主な改正点は、クリアランス制度の導入、放射化物の規制、廃止措置の強化などであり、特に、放射線発生装置を有する医療機関では、放射化物の規制が大きく変化してきます。

改正後は、放射線障害防止法第1条(目的)を、「放射線発生装置の使用及び放射性同位元素又は放射線発生装置から発生した放射線によって汚染された物の廃棄その他の取扱いを規制することにより、これらによる放射線障害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。」と下線部を追加することで、放射化物を法規制の対象とし、保管・廃棄・運搬等について規制するとともに、クリアランス制度の対象とすることとされました。そこで、医療関係学会等団体が合同ワーキンググループを作り、文部科学省に対して合理的な規制をお願いしてまいりました。その相談結果を踏まえて学会標準(案)を作成しましたが、未だ途中段階ではありますが、4月1日の施行を控え、問い合わせが多く対応に苦慮しておりましたので、講習会を開催致します。

多数の方々の御参加をお願い申し上げます。

4. 講習会内容： 受付開始12:30-13:00

1	13:00-13:05	開会の挨拶	
2	13:05-13:30	クリアランス制度導入に伴う改正放射線障害防止法施行(H24.4.1)の概要	茨城県立医療大学 藤淵俊王先生
3	13:35-15:15	「医療機関における放射線治療用直線加速器の利用に伴う放射化物の管理と処分に関する学会標準(案)」	
(1)	13:35-13:50	目的、対象、エネルギー区分、法的手続き、準備計画	茨城県立医療大学 藤淵俊王先生
(2)	13:55-14:20	放射化物の取扱い (解体、分別、一時保管、廃棄、輸送)	JIRA放射化WG 山崎剛一委員、原義則委員、 岡崎清主査
(3)	14:25-14:50	放射線測定と換算表、放射化の評価、安全管理体制	放射線医学総合研究所 米内俊祐主任研究員
(4)	15:00-15:15	廃止及び廃止等に伴う措置	JIRA放射化WG 岡崎清主査
4	15:20-15:35	Q & A	講演者全員
5	15:35-15:40	閉会の挨拶	

5. 参加費：

会員企業：2000円/名(テキスト代を含む)

非会員企業：3000円/名(テキスト代を含む)

6. 申込先：JIRA企画部 [kkkb@jira-net.or.jp](mailto:kkkb@jira-net.or.jp) 定員になり次第、締め切りと致します。

7. 参加費の振込先：みずほ銀行本郷支店(普通) 1070969

(口座名 (社)日本画像医療システム工業会)

以上